資 料 5

【保険者努力支援制度とは】 \_

保険者(市町村、都道府県)における加入者の健康づくりなど医療費適 正化等に対する取組や実績を点数によって評価し、基準を達成した保険者 に対して国庫補助金を交付する制度です。

インセンティブのある仕組みを導入することにより、保険者機能の強化を図 り、国保の財政基盤を強化することに狙いがあります。

【国が定める評価指標】

## 市町村(12の指標)

(主なもの)

特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況、後発医薬品の使用促進に関する取組の実施 状況、収納率向上に関する取組の実施状況、給付の適正化に関する取組の実施状況、適 正かつ健全な事業運営の実施状況 など

## 都道府県(3の指標)

(主なもの)

主な市町村指標の都道府県単位評価、医療費適正化のアウトカム評価 など

## 【本県の状況】

国保加入者の予防・健康づくりに対する 市町村の医療費適正化への積極的な取 り組みにより、令和元年度の加入者一人 当たり交付額が伸びている。

<参考>保険者努力支援制度の一人当たり交付金

	平成30年度	令和元年度
都道府県分	1,552円	1,824円
市町村分	1,506円	2,002円
計	3,058円 (全国31位)	3,826円 (全国15位)

## 2020年度の保険者努力支援制度について

○ 予防・健康づくりについて、配点割合を高めてメリハリを強化するとともに、成果指標を拡大する。法定外繰入等についても、インセンティブ 措置により、早期解消を図る。

(交付金総額:500億円程度)

(交付金総額:500億円程度)

〇 保険者努力支援制度を抜本的に強化し、 予防・健康づくりを強力に促進する。

保険者努力支援制度の中に、

- ① 「事業費」として交付する部分(200億円)を設け
- ② 「事業費に連動 して配分する部分 (300億円) と 合わせて交付

※詳細については今後国から示される予定

